

## 原村病児・病後児保育補助金交付要綱

令和6年3月26日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、病児・病後児保育施設を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、施設を利用するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、原村補助金等交付規則（平成26年原村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諏訪地域の病児・病後児保育施設（以下「施設」という。） 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町及び富士見町に所在する病児・病後児保育施設をいう。
- (2) 児童 施設において保育の対象となる者をいう。
- (3) 保護者 児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、施設を利用した児童の保護者で次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村税等の滞納がない者
- (3) 原村暴力団排除条例（平成24年原村条例第25号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、施設の利用料とする。ただし、食費やシーツ代等は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する施設の利用料の総額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原村病児・病後児保育補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、施設を利用した際に受領した領収書を添付し、村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、施設を利用した日の属する年度の3月31日までとする。

(交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは当該申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、原村病児・病後児保育補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条により補助金の交付決定を受けた者は、原村病児・病後児保育補助金請求書(様式第3号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

原村病児・病後児保育補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 原 村 長

申請者

郵便番号(      —      )

住 所

氏 名

電話番号(      —      —      )

原村病児・病後児保育補助金の交付を受けたいので、原村病児・病後児保育補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付手続きに関し、住民基本台帳、村税等の納付状況、その他必要な事項を調査することに同意します。

利 用 施 設 名	
利 用 児 童 名	
施 設 利 用 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
補助金等の交付申請金額	円
添 付 書 類	領収書

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

原 村 長

原村病児・病後児保育補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、原村病児・病後児保育補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金の交付決定金額	円
補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の実施にあたっては、原村補助金等交付規則及び原村病児・病後児保育補助金交付要綱に定めるところにより行うこと。</li><li>2 補助事業の執行方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。</li></ol>

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 原 村 長

請求者 住所  
氏名

原村病児・病後児保育補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた原村病児・病後児保育補助金について、原村病児・病後児保育補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定金額				円
請求金額				円
振込先	金融機関	農協 銀行 信用金庫 信用組合		本店 本所 支店 支所
	口 座	普通・当座		
	フリガナ 名 義			